令和8年5月

韓国向けペットフード輸入衛生条件の対象確認用フローチャート

韓国向けに輸出したいペットフードは犬・猫・フェレット・ハムスター用ですか？

- いいえ → 韓国向けペットフード輸入衛生条件の対象外です。
- はい ↓

原料に動物由来原料※1を使用していますか？

- いいえ → 韓国向けペットフード輸入衛生条件の対象外の可能性があります。韓国政府に確認してください。
- はい ↓

※1　動物由来原料（魚介類は含みません）

1　全ての哺乳類（鯨類を除く）及び鳥類由来の加工又は殺菌処理されていない肉、骨、皮、毛、羽毛、角、蹄、腱、内臓、卵、脂肪、血液、血粉、脳、骨髄、肥料、エキス、肉骨粉及び羽毛粉
2　ハム、ソーセージ、ベーコン等の未殺菌の加工肉製品
3　卵白、卵粉等の加工卵製品
4　生乳、殺菌処理されていない乳製品

原料に対象外原料※2のみが使用されていますか？

- はい → 韓国向けペットフード輸入衛生条件の対象外の可能性があります。韓国政府に確認してください。
- いいえ ↓

※2　対象外原料

1　殺菌処理された乳製品（国際獣疫事務局（WOAH）が認めた口蹄疫清浄国はUHT（132℃1秒以上）、LTLT（63～65℃30分以上）又はHTST（72℃15秒以上）処理、非清浄国はUHT（132℃1秒以上）又は HTST（72℃15秒以上）2回処理によって病原体の栄養細胞を死滅させた乳製品）
※2026年4月30日現在、日本は国際獣疫事務局（WOAH）が認めた口蹄疫清浄国です。
2　皮革・皮・骨由来のゼラチン及びコラーゲン
3　脱毛後に酸処理した原皮及びタンパク質
4　脂肪を含まない第二リン酸カルシウム
5　香味料として添加された脂肪
6　レンダリングされた原材料

ペットフードは滅菌処理された製品※3ですか？

- はい → 韓国向けペットフード輸入衛生条件の対象外の可能性があります。韓国政府に確認してください。
- いいえ ↓

※3　滅菌処理された製品

湿熱（121℃で15～20分、又は115℃で35分）、乾熱（160～170℃で1～2時間）、又はそれと同等以上の効果を有する方法で処理し、家畜伝染病病原体が死滅し、再汚染されないよう措置された状態で、常温保管・流通が可能なよう製造されたもの。

輸入したペットフードを日本で小分けして韓国向けに輸出しますか？

- はい → 韓国向けペットフードの輸入衛生条件を満たしませんので輸出できません。
- いいえ ↓

韓国向けペットフード輸入衛生条件の対象です。
輸出を希望する製造施設は、ホームページの案内を最後までご一読の上、手続きを行ってください。